

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約

昭和 61 年 9 月 26 日 ウィーンで作成
昭和 62 年 2 月 26 日 効力発生
昭和 62 年 3 月 6 日 署名
昭和 62 年 5 月 27 日 国会承認
昭和 62 年 6 月 5 日 受諾の閣議決定
昭和 62 年 6 月 9 日 受諾書寄託
昭和 62 年 7 月 1 日 公布及び告示
昭和 62 年 7 月 10 日 我が国について効力発生

○ 原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約

昭和 62・7・1・条約 10 号
発効昭和 62・7・10・外務省告示 349 号

前文

第 1 条	一般規定
第 2 条	援助の提供
第 3 条	援助の指導及び管理
第 4 条	権限のある当局及び連絡上の当局
第 5 条	機関の任務
第 6 条	秘密性及び公表
第 7 条	経費の償還
第 8 条	特権、免除及び便益
第 9 条	人員、機材及び財産の通過
第 10 条	請求及び補償
第 11 条	援助の終了
第 12 条	他の国際協定との関係
第 13 条	紛争の解決
第 14 条	効力発生
第 15 条	暫定的適用
第 16 条	改正
第 17 条	廃棄
第 18 条	寄託者
第 19 条	正文及び認証謄本

原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約をここに公布する。

この条約の締約国は、

原子力活動が多数の国において行われていることを認識し、
原子力事故を防止すること及びいかなる原子力事故が発生した場合にもその影響を最小のものにとどめることを目的として、原子力活動における高い水準の安全性を確保するために、広範な措置がとられてきたこと、また、とられつつあることに留意し、
原子力の安全な開発及び利用における国際協力を一層強化することを希望し、
原子力事故又は放射線緊急事態の場合においてその影響を緩和するため援助の迅速な提供を容易にする国際的な枠組みが必要であることを確信し、
この分野における相互援助に関する二国間及び多数国間取極が有用であることに留意し、

原子力事故又は放射線緊急事態に関する相互緊急援助の取極のための指針の作成における国際原子力機関の活動に留意して、次のとおり協定した。

第 1 条 一般規定

- 1 締約国は、原子力事故又は放射線緊急事態の場合において、その影響を最小のものにとどめ並びに放射性物質の放出の影響から生命、財産及び環境を保護するための迅速な援助を容易にするため、この条約に従い、締約国間で及び国際原子力機関(以下「機関」という。)と協力する。
- 2 1の協力を容易にするため、締約国は、原子力事故又は放射線緊急事態の場合に生ずることがある傷害及び損害を防止し又は最小のものにとどめるために二国間若しくは多数国間取極について又は適当な場合にはこれらを組み合わせたものについて合意することができる。
- 3 締約国は、国際原子力機関憲章の枠内で活動する機関に対し、この条約に定める締約国間の協力を促進し、容易にし及び支援するためこの条約に従い最善の努力を払うよう要請する。

第 2 条 援助の提供

- 1 締約国は、原子力事故又は放射線緊急事態の場合(当該事故又は緊急事態が当該締約国の領域内又はその管轄若しくは管理下で発生したものであるかないかを問わない。)において、援助を必要とするときは、直接に若しくは機関を通じて他の締約国に対し、又は機関若しくは適当な場合には他の政府間国際機関(以下「国際機関」という。)に対し、援助を要請することができる。
- 2 援助を要請する締約国は、必要な援助の範囲及び種類を特定し、並びに、実行可能な場合には、援助提供者に対し、当該援助提供者が要請に応じ得る程度を決定するために必要となり得る情報を提供する。必要な援助の範囲及び種類を要請締約国が特定することができない場合には、要請締約国及び援助提供者は、協議を行い、必要な援助の範囲及び種類を決定する。
- 3 援助の要請を受けた締約国は、速やかに、要請された援助を与えることができるかできないか並びに与え得る援助の範囲及び条件を決定し、直接に又は機関を通じて要請締約国に通報する。
- 4 締約国は、可能な範囲内で、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における他の締約国に対する援助の提供のため利用可能となることがあり得る専門家、機材及び資材を、当該援助を提供し得る条件、特に財政的条件とともに明らかにし、機関に通報する。
- 5 いずれの締約国も、原子力事故又は放射線緊急事態の影響を受けた者の他の締約国の領域内での治療又は他の締約国の領域内への一時的な移転に関して援助を要請することができる。
- 6 機関は、その憲章に従い、かつ、この条約に従い、次の方法により、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における要請締約国又は加盟国の援助の要請に応ずる。
 - (a) この目的のため配分された適当な資源を利用可能とすること。
 - (b) 他の国及び国際機関であつて、機関の情報により、必要な資源を有する可能性があるものと認められるものに対し、当該要請を速やかに伝達すること。
 - (c) 要請国の要請があるときは、(a)又は(b)の規定により提供可能となり得る援助を国際的に調整すること。

第 3 条 援助の指導及び管理

別段の合意がない限り、

- (a) 援助の全般的な指導、管理、調整及び監視は、要請国の領域内においては、要請国の任務とする。援助提供者は、援助に人員を必要とする場合には、要請国と協議した上で、援助提供者が提供する人員及び機材の作業上の直接的な監視を担当する者を指名するものとし、指名された者は、要請国の関係当局と協力してその監視をするものとする。
- (b) 要請国は、可能な範囲内で、援助の適切かつ効果的な実施のため現地の施設及び役務を提供する。要請国は、また、援助の目的のため援助提供者により又は援助提供者のために要請国の領域内に派遣される人員並びに持ち込まれる機材及び資材の保護を確保する。
- (c) 援助の期間中要請国又は援助提供者が提供する機材及び資材の所有権は、影響を受けないものとし、当該機材及び資材の返還は、確保される。
- (d) 前条 5 の要請に応じて援助を提供する締約国は、自国の領域内において援助を調整する。

第 4 条 権限のある当局及び連絡上の当局

- 1 締約国は、機関に対し及び直接に又は機関を通じて他の締約国に対し、自国の権限のある当局並びに援助の要請を行い、援助の要請を受領し及び援助の申出を受理する責任を有する連絡上の当局を通知する。当該連絡上の当局及び機関内の中央連絡先は、常に連絡が可能でなければならない。
- 2 締約国は、1 の規定に従って通知した事項について生ずるすべての変更を機関に対し速やかに通知する。
- 3 機関は、1 及び 2 の規定により通知された事項を締約国、加盟国及び関係する国際機関に対し規則的かつ速やかに伝達する。(機関の任務)第 5 条 締約国は、第 1 条 3 の規定に従い、かつ、この条約の他の規定の適用を妨げることなく、機関に対し、次のことを要請する。
 - (a) 次の事項に関する情報を収集し、締約国及び加盟国に提供すること。
 - (i) 原子力事故又は放射線緊急事態の場合において利用可能となることがあり得る専門家、機材及び資材
 - (ii) 原子力事故又は放射線緊急事態への対応に関する方法、技術及び利用可能な研究成果
 - (b) 次の事項その他適当な事項について要請がある場合には、締約国又は加盟国を援助すること。
 - (i) 原子力事故及び放射線緊急事態の場合における緊急計画並びに適当な法令の準備
 - (ii) 原子力事故及び放射線緊急事態の処理をする人員のための適当な訓練計画の作成
 - (iii) 原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助の要請及び関連情報の伝達
 - (iv) 放射線監視に関する適当な計画、手続及び基準の作成
 - (v) 適当な放射線監視体制の確立の実現可能性に関する調査の実施
 - (c) 原子力事故又は放射線緊急事態の場合において援助を要請する締約国又は加盟国のために、その事故又は緊急事態の当初の評価のため配分された適当な資源を利用可能とすること。
 - (d) 原子力事故又は放射線緊急事態の場合において締約国及び加盟国のためにあつせんを行うこと。
 - (e) 関連のある情報及びデータの入手及び交換のため関係する国際機関との連絡を確立し及び維持し、並びに当該機関の一覧表を締約国、加盟国及び

関係する国際機関に提供すること。

第 5 条 機関の任務

締約国は、第一条 3 の規定に従い、かつ、この条約の他の規定の適用を妨げることなく、機関に対し、次のことを要請する。

- (a) 次の事項に関する情報を収集し、締約国及び加盟国に提供すること。
 - (i) 原子力事故又は放射線緊急事態の場合において利用可能となることがあり得る専門家、機材及び材料
 - (ii) 原子力事故又は放射線緊急事態への対応に関する方法、技術及び利用可能な研究成果
- (b) 次の事項その他適当な事項について要請がある場合には、締約国又は加盟国を援助すること。
 - (i) 原子力事故及び放射線緊急事態の場合における緊急計画並びに適当な法令の準備
 - (ii) 原子力事故及び放射線緊急事態の処理をする人員のための適当な訓練計画の作成
 - (iii) 原子力事故及び放射線緊急事態の場合における援助の要請及び関連情報の伝達
 - (iv) 放射線監視に関する適当な計画、手続及び基準の作成
 - (v) 適当な放射線監視体制の確立の実現可能性に関する調査の実施
- (c) 原子力事故又は放射線緊急事態の場合において援助を要請する締約国又は加盟国のために、その事故又は緊急事態の当初の評価のため配分された適当な資源を利用可能とすること。
- (d) 原子力事故又は放射線緊急事態の場合において締約国及び加盟国のために斡旋を行うこと。
- (e) 関連のある情報及びデータの入手及び交換のため関係する国際機関との連絡を確立し及び維持し、並びに当該機関の一覧表を締約国、加盟国及び関係する国際機関に提供すること。

第 6 条 秘密性及び公表

- 1 要請国及び援助提供者は、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関連して入手し得た秘密情報の秘密性を保護するものとし、当該情報は、合意された援助のためにのみ用いられる。
- 2 援助提供者は、原子力事故又は放射線緊急事態に関して提供した援助に関する情報を公開するに先立つて、要請国と調整を行うためあらゆる努力を払う。

第 7 条 経費の償還

- 1 援助提供者は、要請国に対し、援助を無償で提供することができる。援助の提供を無償とするかしないかについて検討するに当たり、援助提供者は、次の事項を考慮する。
 - (a) 原子力事故又は放射線緊急事態の種類
 - (b) 原子力事故又は放射線緊急事態の発生の場所
 - (c) 開発途上国の必要
 - (d) 原子力施設を有しない国の特別の必要
 - (e) その他の関連要因
- 2 援助が全部又は一部について有償で提供される場合には、要請国は、援助提供者のために行動する者(団体を含む。)が提供する役務に要する経費及び援助に関係するすべての経費(当該要請国が直接支払っていない部分に限る。)

を援助提供者に償還する。別段の合意がない限り、償還は、援助提供者が要請国に請求をした後、速やかに行われなければならない。また、現地の経費以外の経費の償還は、自由に移転することができるもので行われなければならない。

- 3 2の規定にかかわらず、援助提供者は、いつでも、経費の全部又は一部について、償還の請求を放棄し又は償還の延期に同意することができる。この放棄又は延期を検討するに当たり、援助提供者は、開発途上国の必要に十分な考慮を払う。

第8条 特権、免除及び便益

- 1 要請国は、援助提供者の人員及び援助提供者のために行動する人員に対し、援助の任務の遂行のために必要な特権、免除及び便益を与える。
- 2 要請国は、援助提供者の人員及び援助提供者のために行動する人員であつて当該要請国に対し正当に通知され、かつ、当該要請国が受け入れたものに対し、次の特権及び免除を与える。
 - (a) 当該人員の任務の遂行中の作為又は不作為に関し、抑留、拘禁及び訴訟手続の免除（刑事裁判権、民事裁判権及び行政裁判権からの免除を含む。）
 - (b) 援助の任務の遂行に関し、内国税、関税その他の課徴金（商品の価格に通常含められるもの及び提供される役務に対して支払われるものを除く。）の免除
- 3 要請国は、
 - (a) 援助提供者に対し、援助提供者が援助のために要請国の領域内に持ち込んだ機材及び財産に関する内国税、関税その他の課徴金を免除する。
 - (b) (a)の機材及び財産の押収、差押え及び徴発を免除する。
- 4 要請国は、3の機材及び財産の返還を確保するものとし、また、援助提供者の要請があるときは、援助に使用された機材で再使用が可能なものに関しその返還前に必要な汚染の除去が行われるよう、可能な範囲内で措置する。
- 5 要請国は、2の規定により通知された人員並びに援助に使用される機材及び財産について、その領域への入国、その領域における滞在及びその領域からの出国を容易にする。
- 6 この条のいかなる規定も、要請国に対し、前各項に定める特権及び免除を自国民又は自国に通常居住している者に与えることを求めるものではない。
- 7 この条の規定に基づく特権及び免除を享受するすべての者は、特権及び免除を害されることなく、要請国の法令を尊重する義務を負う。これらの者は、また、要請国の国内問題に介入しない義務を負う。
- 8 この条のいかなる規定も、他の国際協定又は国際慣習法の諸規則に基づいて与えられる特権及び免除に関する権利及び義務を害するものではない。
- 9 いずれの国も、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2及び3の規定の全部又は一部に拘束されない旨を宣言することができる。
- 10 9の規定に基づいて宣言を行つた締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第9条 人員、機材及び財産の通過

締約国は、要請国又は援助提供者の要請があるときは、正当に通知された人員並びに援助に使用される機材及び財産が要請国に入国し及び要請国から出国する際に当該締約国の領域を通過することを容易にするよう努める。

第 10 条 請求及び補償

- 1 締約国は、この条の規定により訴訟及び請求の解決を容易にするため密接に協力する。
- 2 要請国は、別段の合意がない限り、要請された援助の提供中に自国の領域内又はその管轄若しくは管理の下にある他の区域内において引き起こされた人の死亡若しくは身体の傷害、財産の損傷若しくは滅失又は環境に対する損害に関し、
 - (a) 援助提供者又はそのために行動する者(法人を含む。)に対し、いかなる訴訟も提起しない。
 - (b) 援助提供者又はそのために行動する者(法人を含む。)に対する第三者からの訴訟及び請求を処理する責任を負う。
 - (c) (b)に規定する訴訟及び請求に関し、援助提供者又はそのために行動する者(法人を含む。)に損害を与えないようにする。
 - (d) 援助提供者及びそのために行動する者(法人を含む。)に対し、次の事項について補償をする。
 - (i) 援助提供者の人員及び援助提供者のために行動する人員の死亡及び傷害
 - (ii) 援助に使用される非消耗機材及び資材の滅失及び損傷
ただし、死亡、傷害、滅失又は損害を引き起こした個人に悪意があつた場合を除く。
- 3 この条の規定は、適用することができるいずれかの国際協定又はいずれかの国の国内法の定めるところにより可能となる補償及び賠償を妨げるものではない。
- 4 この条のいかなる規定も、要請国に対し、2 の規定のいずれをも自国民又は自国に通常居住している者について適用することを求めるものではない。
- 5 いずれの国も、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、次の事項について宣言をすることができる。
 - (a) 2 の規定の全部又は一部に拘束されないこと。
 - (b) 死亡、傷害、滅失又は損害を引き起こした個人に重大な過失があつた場合には、2 の規定の全部又は一部を適用しないこと。
- 6 5 の規定に基づいて宣言を行つた締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第 11 条 援助の終了

要請国及び援助提供者は、いつでも、適当な協議の後書面による通告を行うことにより、この条約に基づき受け入れられ又は提供された援助の終了を要請することができる。関係当事者は、この要請が行われた場合には、援助を適切に終了させるための措置をとるため協議する。

第 12 条 他の国際協定との関係

この条約は、この条約の対象となつている事項に関する現行の国際協定又はこの条約の趣旨及び目的に従つて締結される将来の国際協定に基づく締約国の相互の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第 13 条 紛争の解決

- 1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間又は締約国と機関との間に紛争が生じた場合には、紛争当事者は、交渉又は紛争当事者が受け入れることができるその他の平和的紛争解決手段により紛争を解決するため、協議する。
- 2 締約国間の 1 に規定する紛争であつて 1 の規定に基づく協議の要請から 1 年

以内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため仲裁又は国際司法裁判所に付託する。紛争が仲裁に付託された場合において、要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所長又は国際連合事務総長に対し、1人又は2人以上の仲裁人の指名を要請することができる。紛争当事国の要請が抵触する場合には、国際連合事務総長に対する要請が優先する。

- 3 締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2に定める紛争解決手続の一方又は双方に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言が効力を有している締約国との関係において、2に定める当該紛争解決手続に拘束されない。
- 4 3の規定に基づいて宣言を行った締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

第14条 効力発生

- 1 この条約は、ウィーンにある国際原子力機関本部においては1986年9月26日から、ニュー・ヨークにある国際連合本部においては1986年10月6日から、その効力発生までの期間又は12箇月間のいずれか長い方の期間、すべての国及び国際連合ナミビア理事会によつて代表されるナミビアによる署名のために開放しておく。
- 2 すべての国及び国際連合ナミビア理事会によつて代表されるナミビアは、署名により、批准、受諾若しくは承認を条件とする署名の後の批准書、受諾書若しくは承認書の寄託により、又は加入書の寄託により、この条約に拘束されることについての同意を表明することができる。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。
- 3 この条約は、これに拘束されることについての同意を三の国が表明した日の後30日を経過した日に効力を生ずる。
- 4 この条約は、これに拘束されることについての同意をこの条約の効力発生後に表明した国については、同意の表明の日の後30日を経過した日に効力を生ずる。
- 5 (a) この条約は、国際機関及び主権国家によつて構成される地域的な統合のための機関であつてこの条約の対象となつている事項に関する国際協定の交渉、締結及び適用を行う権限を有するものによる加入のため、この条の規定に従つて開放しておく。
(b) (a)に規定する機関は、その権限の範囲内の事項に関し、当該機関のために、この条約により締約国に帰せられる権利を行使し、及び義務を履行する。
(c) 当該機関は、加入書の寄託の際に、寄託者に対し、この条約の対象となつている事項に関する当該機関の権限の範囲を示す宣言書を送付する。
(d) 当該機関は、その加盟国が投票権を有していることがあるほか、いかなる投票権も有しない。

第15条 暫定的適用

いずれの国も、署名の際に又は署名の後この条約が当該国について効力を生ずるまでの間いつでも、この条約を暫定的に適用する旨を宣言することができる。

第16条 改正

- 1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。改正案は、寄託者に提出するものとし、寄託者は、これを他のすべての締約国に対し直ちに送付する。

- 2 締約国の過半数が寄託者に対し改正案の審議のための会議の招集を要請した場合には、寄託者は、当該会議に出席するようすべての締約国を招請するものとし、当該会議は、招請状の発送から30日以後に開催される。この会議においてすべての締約国の3分の2以上の多数による議決で採択された改正は、議定書に定められるものとし、この議定書は、ウィーン及びニュー・ヨークにおいてすべての締約国による署名のために開放される。
- 3 2の議定書は、これに拘束されることについての同意を三の国が表明した日の後30日を経過した日に効力を生ずる。この議定書は、これに拘束されることについての同意をこの議定書の効力発生後に表明した国については、同意の表明の日の後30日を経過した日に効力を生ずる。

第17条 廃棄

- 1 締約国は、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、寄託者が1の通告を受領した日の後1年を経過した日に効力を生ずる。

第18条 寄託者

- 1 国際原子力機関事務局長は、この条約の寄託者とする。
- 2 国際原子力機関事務局長は、締約国及び他のすべての国に対し、次の事項を速やかに通報する。
 - (a) この条約又は改正議定書の署名
 - (b) この条約又は改正議定書に関する批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
 - (c) 第8条、第10条又は第13条の規定に基づく宣言又はその撤回
 - (d) 第15条の規定に基づくこの条約の暫定的適用の宣言
 - (e) この条約の効力発生及びこの条約の改正の効力発生
 - (f) 第17条の規定に基づく廃棄

第19条 正文及び認証謄本

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際原子力機関事務局長に寄託する。同事務局長は、その認証謄本を締約国及び他のすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、第14条1の規定に従い署名のために開放されたこの条約に署名した。

国際原子力機関の総会が、ウィーンで開催されたその特別会期において、1986年9月26日に採択した。